

令和 2 年 6 月 1 日

市内中小企業を対象とした事業継続支援助成金について

〔新型コロナウイルス感染症対策関連経済対策（第 2 弾）〕

上天草市では、旅館、ホテル及び飲食店を対象とした事業の継続を支援するための助成金の交付受付を行ってまいりましたが、他の業種への新型コロナウイルス感染症の影響が認められることから、6 月 1 日より助成する対象業種を拡大することといたしました。

〔事業の概要〕

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和 2 年 1 月から 6 月までの期間、月売上が前年同月比売上 30%以上減少している道路旅客運送業、卸売業・小売業、持ち帰り・配達飲食サービス業、生活関連サービス業又は療術業を営む事業者で下記の要件を満たす場合に事業継続支援金を交付します。

助成金の額は、雇用人数 3 人未満の場合は 10 万円、3 人以上の場合は 20 万円です。

記

- ①本市に住所及び主たる事業所を有する対象業種を営む中小企業者であること
- ②令和元年に 200 万円以上の売上を得ており今後も事業を継続する意思があること
- ③市税等の滞納がないこと
- ④上天草市暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 4 号に規定する暴力団密接関係者に該当しないこと
- ⑤市が実施する他の新型コロナウイルス対策関連補助金の交付を受けていないこと など



(連絡先)

経済振興部産業政策課

担当：藤川課長、松田主事

電話：0964-26-5531

FAX：0964-56-5107